

■設置すべき誘導灯の区分(大きさ)は防火対象物の「使用用途」「面積」で決まる。

①使用用途

「**一般防火対象物**」と「**特定防火対象物**(不特定の人が利用する建物)」で異なる

②面積

階面積が**1000m²**以上かどうかで異なる

おおまかなイメージ

使用用途	階面積	避難口・(室内)通路誘導灯の区分
一般 防火対象物	1000m ² 未満	C級以上
	1000m ² 以上	
特定 防火対象物	1000m ² 未満	A級 B級BH形 B級BL形+点滅装置
	1000m²以上	

区分	防火対象物		誘導灯の区分	
			当該階の床面積	
			1000m ² 以上	1000m ² 未満
(1)	特イ	劇場、映画館	A級 B級BH形 又は B級BL形 + 点滅装置	C級以上
	特ロ	公会堂、集会場		
(2)	特イ	キャバレー、ナイトクラブ		
	特ロ	遊技場、ダンスホール		
	特ハ	性風俗関連店舗		
	特ニ	カラオケボックスその他遊興施設		
(3)	特イ	待合、料理店		
	特ロ	飲食店		
(4)	特	百貨店、マーケット		
(5)	特イ	旅館、ホテル		
		寄宿舎、共同住宅		
(6)	特イ	病院、診療所		
	特ロ	特別養護老人ホーム		
	特ハ	老人デイサービスセンター		
	特ニ	幼稚園、特別支援学校		
(7)		学校		

区分	防火対象物		誘導灯の区分	
			当該階の床面積	
			1000m ² 以上	1000m ² 未満
(8)		図書館、博物館、美術館		
(9)	特イ	熱気浴場、蒸気浴場		
		イに掲げる以外の公衆浴場		
(10)	特	車両の停車場、船舶・航空機の発着場		
(11)		神社、寺院、教会		
(12)	イ	工場、作業場		
	ロ	映画スタジオ、テレビスタジオ		
(13)	イ	自動車車庫、駐車場		
	ロ	飛行機、回転翼航空機の格納庫		
(14)		倉庫		
(15)		前各項に該当しない事業場		
(16)	特イ	特定防火対象物を含む複合防火対象物		
		イ以外の複合防火対象物		
(16の2)	特	地下街		
(16の3)	特	準地下街		

「特」は特定防火対象物を示す
消防法施行令の別表第1の文言を簡易表記